ＦＡＸ	件
Ｅメール等	件
合計	件

⑶　苦情内容別の内訳

利用目的の特定（法第15条）関係	件
利用目的による制限（法第16条）関係	件
適正な取得（法第17条）関係	件
取得に際しての利用目的の通知等（法第18条）関係	件
データ内容の正確性の確保（法第19条）関係	件
安全管理措置（法第20条～第22条）関係	件
第三者提供の制限（法第23条）関係	件
保有個人データに関する事項の公表、開示等（法第24条～第27条）関係	件
その他	件
合計	件

２．上記以外（相談・問い合わせ）件数

件

別添様式３

平成　　年　　月　　日

文部科学大臣　殿

団体名称
代表者名　　印

認定個人情報保護団体に係る重要事項変更届出書

認定業務に係る事項に変更を生じたので、個人情報の保護に関する法律施行令第９条第３項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

１．変更に係る事項

	変更前	変更後
団体の名称		
団体の住所		
代表者又は管理者の氏名		
認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地		

２．添付する変更後の書類の名称㈱
３．上記の書類のうち、認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類に記載した事項に変更があったときは、その理由
㈱記載事項に変更のあった令第９条第２項第２号から第４号まで、第６号若しくは第８号の書類名を記載するとともに変更後の書類を提出する。

別添様式４

平成　　年　　月　　日

文部科学大臣　殿

団体名称
代表者名　　印

認定個人情報保護団体に係る業務廃止届出書

認定業務を廃止したいので、個人情報の保護に関する法律第40条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

１．名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
２．法第42条第１項の申出の受付を終了しようとする日
３．認定業務を廃止しようとする日
４．認定業務を廃止する理由

公　告

認　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１４５号
鹿児島県南さつま市坊津町坊9321―25　ダイビングサービス坊津内、住民票上の住所和歌山県岩出市中黒441番地の11
債務者　鎌田　　守
１　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤田　隼輝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月５日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３１２号
熊本市北区山室３丁目６番３号
債務者　井手　克己
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉村　　将
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月24日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９４４号
札幌市西区八軒５条東３丁目２番17号　センチュリー八軒106号
債務者　小野　昭人
１　決定年月日時　平成25年５月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　及川　華恵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月５日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２６号
京都市伏見区深草泓ノ壺町28番地６　ワタルハイツ306号
債務者　前川　あや
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　成田　康宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月31日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係